

避難所の開設・運営について（簡易版）

1. 避難所開設のルール



(1) 避難所の開設順序

地震

- 地震の規模、避難者数に応じて、公民館や小学校体育館等、必要に応じて下記の開設順序で、避難所を増やしていくことになります。

風水害（一時避難）

- 台風等の風水害時には、全ての避難所が開設されるわけではありません。
- 災害の範囲や避難者数を勘案し、必要に応じて下記の開設順序で、避難所を増やしていくことになります。

（基本的な避難所開設の順序）

- | | |
|-----|---------------------|
| 1番目 | 「地区公民館」 |
| 2番目 | 「小学校（教育研・旧明德、徹明含む）」 |
| 3番目 | 「中学校・コミセン」 |
| 4番目 | 「その他市有施設」 |



※エアコン設備や畳の部屋がある「公民館」（市有の地区公民館が対象で、自治会が所有する自治公民館では無いので注意が必要）を優先して開設します。

※公民館に土砂災害危険の可能性がある場合は、土砂災害の影響が無い、公民館以外の避難所を最初に開設することがあります。

(2) 避難所開放の手順



①避難所の開放依頼 <避難所運営マニュアルP3、11参照>

1. 公民館（小学校併設の市有公民館）

- | | | |
|---|--------|---|
| A | 公民館開館時 | 市災害対策本部（市民協働推進部・市民活動交流センター）⇒公民館館長・主事⇒開放 |
| B | 公民館閉館時 | 市災害対策本部⇒自主防災隊（団）長⇒開放 |

2. 小学校体育館等

- | | | |
|---|-----|---------------------------------|
| A | 開校時 | 市災害対策本部（教育委員会・学校指導課）⇒各小学校校長等⇒開放 |
| B | 閉校時 | 市災害対策本部⇒自主防災隊（団）長⇒開放 |

3. 市有建物避難所（小学校、公民館を除く）

市災害対策本部（施設所管部）⇒施設管理担当者⇒開放

4. 市有建物以外の避難所

市災害対策本部⇒各施設管理者⇒開放

※「自主防災隊（団）長」を経由しない方法で避難所を開放する場合であっても、その後の地域災害対策本部の設置や避難所運営等があるため、「自主防災隊（団）長」に必ず避難所開放した旨を連絡することとしております。

②地域派遣職員の派遣 <避難所運営マニュアルP6参照>

開放された避難所に、地域派遣職員が派遣されます。

2. 避難所開設に伴う業務

(1) 避難所開設までの流れ <避難所運営マニュアルP10～33参照>

地震

- ①「避難所の開錠」
- ②「避難者の待機」
- ③「施設の安全点検」
- ④「避難所の開設準備」
- ⑤「避難所の開設」

※詳細については、『避難所運営マニュアル』を参照してください。

風水害

- ①「避難所の開錠」
- ②「避難所の開設準備」
 - ・公民館の畳の部屋等に、備え付けの毛布を配置する等、避難者の受け入れ準備を行う。
 - ・公民館又は防災倉庫に配備されている『避難所開設セット』を用意。
 - ・セットの中にある『避難者カード』を取り出し避難者に記入してもらう準備を行う。
- ③「避難所の開設」



3. 避難所の運営について

(1) 避難所の運営

地震

<避難所運営マニュアルP34～62参照>



- 自主防災組織（本部は公民館に設置）を中心に、避難所運営を行うことになります。
- ※詳細については、『避難所運営マニュアル』を参照してください。

風水害

- 自主防災組織（本部は公民館に設置）を中心に、避難所運営を行うことになります。
- <<通常の台風等、短期間で終わる場合>>
 - ・避難者が来たら、用意した『避難者カード』へ必要事項を記入してもらい、畳の部屋等に誘導してください。それ以外に特段行うことはありません。
 - ・地域派遣職員がいるため、自主防災隊の方はローテーションを組む等最小限の対応で可。
 - ・また、避難者の出入りが安定した場合など、自主防災隊の方は緊急時の連絡先を地域派遣職員に伝えた上で、帰宅することは可能です。

(2) 市災害対策本部との連絡

- 市災害対策本部への連絡については、基本的に地域派遣職員が行います。
- 何か疑問点や必要な物資等がある場合は、派遣職員にご相談ください。



(3) 避難者の食料・飲料の提供について

- 市で備蓄している食料（アルファ化米等）は、南海トラフ巨大地震等の災害で、中・長期間避難生活を余儀なくされた場合に備え備蓄しているものです。
- そのため、それ以外の時には、原則提供しないこととしています。
- 通常の台風等、短期間で終わる場合は、原則、食料・飲料の提供は行わない。
- この場合、避難所（公民館）で提供するものは、備え付けの毛布程度。
- どのような場合であっても、避難をする場合には、食料・飲料やその他必要品は、各避難者が非常持出品として持参するよう推奨してください。

